

山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、副業・兼業によるプロフェッショナル人材の活用を促進するため、山梨県内の事業者が副業・兼業によるプロフェッショナル人材と業務委託契約その他の契約（以下「業務委託等」という。）を締結する際、有料職業紹介事業者等に支払う経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点 山梨県がプロフェッショナル人材戦略拠点設置事業費により公益財団法人やまなし産業支援機構に委託し設置した拠点をいう。
- (2) プロフェッショナル人材 新たな商品開発・サービスの開発、その販路の開拓や個々の製品・サービスの生産性向上等、具体的な取り組みを通じて、企業の成長戦略の実現に不可欠な人材をいう。
- (3) 副業・兼業 特定の企業の社員として働きながら、勤務時間外に他の企業の仕事を請け負うこと及び「フリーランス（個人事業主）」として、特定の企業に属さず複数の企業から業務を請け負うことをいう。
- (4) 人材紹介手数料 山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点の人材紹介事業者として登録を受けた有料職業紹介事業者に補助事業者が支払う職業紹介に係る手数料をいう。
- (5) 報酬 補助事業者が副業・兼業によるプロフェッショナル人材（以下「副業・兼業人材」という。）に支払う報酬をいう。
- (6) 移動費 副業・兼業人材が山梨県内企業の所在場所等を実際に訪れて業務に従事する場合の補助事業者が負担する交通費及び宿泊費をいう。

(補助事業者)

第3条 この事業の補助事業者は、山梨県内に事業所を有する事業者であり、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点による支援を受け、副業・兼業人材を活用した事業者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

- (4) 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び法人においては役員が、個人事業者においては事業者が同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 活用する副業・兼業人材が事業者又は事業者の取締役の3親等以内の親族でないこと。
- (6) 必要な書類の提出や実地調査への協力その他の補助金の交付に係る審査に協力すること。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は別表のとおりとする。ただし、補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から過去に補助金、助成金等の交付を受けている又は将来交付を受けることが確定している場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

（補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、副業・兼業人材との業務委託等の契約締結後14日以内に、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 知事は、第5条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。ただし、別表に定める軽微な変更は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付決定の取消等)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき
- (2) 補助事業者が補助事業に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助事業者が補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- (4) 補助事業者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付決定をした年度の3月5日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、精算払とする。

(指示及び検査)

第12条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(書類の保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表 補助対象経費等

補助対象経費	<p>過去に山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業人材の活用を行ったことがない事業者が副業・兼業人材の初回の活用に伴い発生する以下の経費</p> <p>① 人材紹介手数料</p> <p>② 報酬</p> <p>③ 移動費</p> <p>※消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。</p> <p>※移動費の算定については、「山梨県職員旅費条例」(昭和32年山梨県条例第56号)に基づき算出した額又は実費のいずれか低い額とする。</p> <p>※補助対象となる事業は、契約期間が5か月を超えないものとする。</p> <p>※複数名の副業・兼業人材を同時期に活用する場合であっても、補助対象は1名分のみとする。</p> <p>※業務委託等契約期間の初日から、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに支払いを完了した経費に限る。</p>
補助率及び補助限度額	補助率は補助対象経費の10分の8以内(千円未満切り捨て)、補助限度額は50万円とする。
補助対象期間	交付決定日から交付決定をした年度の2月末日まで
軽微な変更	<p>① 補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>② 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>

様式第1号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付申請書

このことについて、山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金の交付を受けたいので、山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助対象経費 金 円
2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 実施計画書（様式第1号の2）
- (2) 交付申請額算定内訳表（様式第1号の3）
- (3) 人材紹介手数料の金額が確認できるもの（申請者が有料職業紹介事業者へ人材紹介サービスの申込みをしたことを証する書類、見積書、手数料内訳書、手数料確認書等）
- (4) 副業・兼業人材との業務委託契約書等の写し又はこれに代わる資料
- (5) 誓約書（様式第1号の4）

(様式第1号の2)

実施計画書

1 副業・兼業人材の氏名	
2 副業・兼業人材の居住地(都道府県)	
3 副業・兼業人材の勤務地(都道府県)	
4 副業・兼業人材の業務内容	
5 利用した有料職業紹介事業者	
6 契約締結日	年 月 日
7 業務開始(予定)日	年 月 日
8 業務完了(予定)日	年 月 日
9 補助対象経費計	円
うち人材紹介手数料	(円)
うち報酬	(円)
うち移動費	(円)
10 補助金交付申請額	円 (千円未満切り捨て)

(様式第1号の3)

交付申請額算定内訳表

内容	積算	補助事業に 要する経費	補助対象外 経費 (消費税等)	補助対象 経費
人材紹介 手数料				
報酬				
交通費	【鉄道費】 グリーン車等特別に付加された料 金は対象外			
	【バス運賃】			
	【その他移動に要する経費】 実費額によることができない場合 の車賃の額は、1キロメートルにつ き37円			
宿泊費	【宿泊費】 1泊当たりの上限額：12,000円/泊 (食費は含まない。)			
合 計		円	円	円

(注) 1 「積算」には、経費ごとに積算内容を記入すること。(@単価(消費税等込み)×数量=金額(消費税等込み))

2 「補助事業に要する経費」については、見積書、価格表等による正確な金額を記載すること。

3 消費税額及び地方消費税額は、「補助対象外経費」欄に記入すること。「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」から「補助対象外経費」を控除した金額を記入すること。

(様式第1号の4)

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に次の1から4の事項を照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- 3 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 4 3の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 5 山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金の申請にあたり、次の全てに該当します。
 - (1) 山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点による支援を受け、プロフェッショナル人材を副業・兼業により活用した事業者であり、かつ、過去に山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業人材の活用を行ったことがない事業者であること。
 - (2) 活用する副業・兼業人材が事業者又は事業者の取締役の3親等以内の親族でないこと。
 - (3) 補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から過去に補助金、助成金等の交付を受けていないこと又は将来交付を受ける予定がないこと。

年 月 日

山梨県知事 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住所

〔社印または代表者印〕

(ふりがな)

法人名

㊟

(ふりがな)

代表者名

㊟ (男・女)

生年月日 (大正・昭和・平成・令和) 年 月 日

様式第 2 号

番 号
年 月 日

殿

山梨県知事

山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付決定通知書

(元号) 年 月 日付けで申請のあった山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により次のとおり通知します。

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助金の交付の条件

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 3 号)に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取消すことがある。

ア 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(5) 補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (6) 補助金の交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (7) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (8) 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- (9) 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して30日を経過した日又は交付決定をした年度の3月5日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (10) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのこと
について、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県副業・兼業
人材活用促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）後交付申請額 金 円

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較
記載した書類を添付すること。

様式第4号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金実績報告書

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 交付先口座

金融機関名	銀行 支店 信用金庫 組合 出張所		
預金の種別	1. 普通 2. 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

2 添付書類

- (1) 実績報告書別紙(様式第4号の2)
- (2) 実績報告額内訳表(様式第4号の3)
- (3) 補助対象経費の金額が確認できる書類(請求書の写し等)
- (4) 補助対象経費の納付が確認できるもの(領収書、振込明細、通帳写し等)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(様式第4号の2)

実績報告書別紙

1 副業・兼業人材の氏名	
2 副業・兼業人材の居住地(都道府県)	
3 副業・兼業人材の勤務地(都道府県)	
4 副業・兼業人材の業務内容	
5 副業・兼業人材の成果の概要	
6 利用した有料職業紹介事業者	
7 契約締結日	年 月 日
8 業務開始日	年 月 日
9 業務完了日	年 月 日
10 補助対象経費計	円
うち人材紹介手数料	(円)
うち報酬	(円)
うち移動費	(円)
11 補助金交付申請額	円 (千円未満切り捨て)

(様式第4号の3)

実績報告額内訳表

内容	積算	補助事業に 要する経費	補助対象外 経費 (消費税等)	補助対象 経費
人材紹介 手数料				
報酬				
交通費	【鉄道費】 グリーン車等特別に付加された料 金は対象外			
	【バス運賃】			
	【その他移動に要する経費】 実費額によることができない場合 の車賃の額は、1キロメートルにつ き37円			
宿泊費	【宿泊費】 1泊当たりの上限額：12,000円/泊 (食費は含まない。)			
合 計		円	円	円

- (注) 1 「積算」には、経費ごとに積算内容を記入すること。(@単価(消費税等込み)×数量=金額(消費税等込み))
2 「補助事業に要する経費」については、請求書等による実績額を記載すること。
3 消費税額及び地方消費税額は、「補助対象外経費」欄に記入すること。「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」から「補助対象外経費」を控除した金額を記入すること。

様式第5号

番 号
年 月 日

殿

山梨県知事

山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金額の確定通知書

山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金について、山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額 金 円